

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（船舶）追加特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00021 沿革 <u>平成31年2月28日 一部改正</u></p> <p>と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「特約書」という。）の追加特約を下記のとおり締結する。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険包括保険（船舶）追加特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00021</p> <p>と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「特約書」という。）の追加特約を下記のとおり締結する。</p> <p>記</p>	
<p>（対象契約から除外する契約） 第1条 別紙1から <u>のⅠ.</u> に規定する一の契約については、特約書第1条の規定にかかわらず、対象契約から除外する。</p>	<p>（対象契約から除外する契約） 第1条 別紙1から <u>に</u> 規定する一の契約については、特約書第1条の規定にかかわらず、対象契約から除外する。</p>	
<p>（対象契約に含まれる仲介貿易契約の追加） 第2条 <u>輸出者等ごとに別紙1から のⅡ. に規定する仲介貿易契約については、特約書第1条の規定にかかわらず、対象契約に含むものとする。</u></p>		
<p>（追加特約の内容の変更） 第3条 <u>別紙の内容は、特約書の締結時に輸出者等が設定するものとし、特約書第1条に規定する期間中は変更しないものとする。ただし、当該期間中における制度上の変更、組織変更又はこれに準ずる場合を除く。</u></p> <p>上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>年 月 日</p>	<p>上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>年 月 日</p>	

新	旧	備考				
<p>輸出組合名 印</p> <p>株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成31年4月1日から実施する。</u></p>	<p>輸出組合名 印</p> <p>株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印</p>					
<p>(別紙)</p> <p>特約書第1条に規定する輸出者等が である場合。</p> <p><u>I. 追加特約書第1条（対象契約から除外する契約）関係</u> <u>次に掲げる一の契約を付保対象外とする。</u></p> <p>1～2 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>特約書第1条に規定する輸出者等が である場合は、<u>次に掲げる契約</u></p> <p>1～2 (略)</p>					
<p><u>II. 追加特約書第2条（対象契約に含まれる仲介貿易契約の追加）関係</u></p> <p><u>1 一の契約が仲介貿易契約のみに該当し、当該契約に基づき、下表に記載する本邦法人（本項において「親会社」という。）の本邦外の海外子会社（本項において「子会社」という。）から別の海外の国・地域に向けて貨物が出荷される場合（本紙I. に該当するものを除く）であつて、一の契約の契約金額が特約書附帯別表第2に定める金額以上のもの。本項において対象となる親会社及び子会社は会社法（平成17年7月26日法律第86号）に規定する親会社及び子会社とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="114 1166 972 1321"> <thead> <tr> <th data-bbox="114 1166 309 1225">国・地域</th> <th data-bbox="309 1166 972 1225">本邦法人の海外子会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="114 1225 309 1321"></td> <td data-bbox="309 1225 972 1321"></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 日本貿易保険は、対象契約が仲介貿易契約のみに該当する場合であつて、当該対象契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するとき（対象契約の相手方の変更により該当することとなった場合を含み、それ以外</u></p>	国・地域	本邦法人の海外子会社				
国・地域	本邦法人の海外子会社					

新	旧	備考
<p><u>の保険の申込みの後に該当することとなったときを除く。）は特約書第4条の規定にかかわらず約款第4条12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</u></p> <p><u>一 買契約（被保険者が、保険証券記載の仲介貿易契約に基づいて販売又は賃貸するために、仕向国以外の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷された貨物を購入する契約をいう。以下同じ。）の相手方の本店又は支店（買契約の相手方が支店の場合は、当該相手方の他の支店を含む。）</u></p> <p><u>二 買契約の相手方と特定の資本関係がある者として、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>イ 買契約の相手方の親会社又は子会社（本項の「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。本項の「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。）</u></p> <p><u>ロ 買契約の相手方の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、イにより親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、イにより子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>ハ 議決権の過半数を買契約の相手方、買契約の相手方の直接親会社又は買契約の相手方の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（イ又はロに該当する法人を除く。）</u></p> <p><u>ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店</u></p> <p><u>三 その他前各号に掲げる者と実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めたもの</u></p>		